

第1節 日本司法支援センター(法テラス)の概要

1 法テラス

日本司法支援センター(法テラス)は、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にし、弁護士等の法的なサービスをより身近に受けられるようにするため、総合法律支援法に基づいて、2006年4月10日に独立行政法人の枠組みに準じて設立された法人である。

法テラスは2006年10月2日から業務を開始した。本部は東京都に置かれ、各都道府県の県庁所在地(北海道は札幌のほか、函館、釧路、旭川)に地方事務所が置かれているほか、弁護士過疎地域などに地域事務所を設けて、市民へ向け様々なサービスを提供している(総事務所数103事務所。2023年9月1日現在)。

なお、法テラスの業務を利用しようとする市民が、高齢者や障がい者など、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供を求めることに困難がある者である場合には、法テラスの業務が利用しやすいものとなるように特別の配慮がなされるべきものとされている。

以下、法テラスから提供を受けた資料によりまとめている。

2 法テラスの主な業務

法テラスは、主として以下の業務を行っている。

資料4-1-1 法テラスの業務内容

①情報提供	紛争解決に役立つ法制度の紹介や、相談機関・団体などに関する情報の提供。
②民事法律扶助	経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。
③国選弁護等関連	(a) 刑事裁判で、貧困等の理由で自分では弁護士を依頼できない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知等を行う業務、(b) 重大な事件で裁判所が必要と認めた場合の犯罪少年等について、各地の家庭裁判所の求めに応じて国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選付添人候補の指名及び裁判所等への通知等を行う業務、(c) 被害者参加人からの請求に応じて国選被害者参加弁護士の候補たる弁護士を裁判所に通知し、国選被害者参加弁護士を確保するなどの業務、(d) 被害者参加制度を利用した刑事裁判出席者の旅費の算定、送金などを行う業務。
④司法過疎対策	法テラスでは、司法過疎地域に地域事務所を設置して、そこに常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法律事務を幅広く取り扱わせている。また、地域事務所を設置していない司法過疎地域では、巡回相談等を実施している。
⑤犯罪被害者支援	犯罪の被害にあわれた方やその家族に対し、損害の回復や苦痛の軽減を図るための情報や支援を受けられる窓口の案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介及び法律相談の実施等。
⑥委託援助	国選弁護の対象からはずれる刑事被疑者弁護や少年付添人への援助、また民事法律扶助でカバーされない人々を対象とする人権関連の援助など、日弁連から委託されている業務。